

平成二十七年防衛省令第十四号

防衛省定員規則

防衛省設置法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第三十九号）の施行に伴い、並びに行政機関職員定員令（昭和四十四年政令第百二十一号）第二条第二項の規定に基づき、及び同令を実施するため、防衛省定員規則を次のように定める。

（本省及び防衛装備庁の定員）

第一条 防衛省の本省及び防衛装備庁の定員は、次の表のとおりとする。

| 区分          | 定員      | 備考                    |
|-------------|---------|-----------------------|
| 本省          | 一九、五〇三人 | うち、二六人は、一般職の職員の定員とする。 |
| 防衛装備庁一、五三八人 |         |                       |
| 合計          | 二一、〇四一人 |                       |

（本省及び防衛装備庁の各内部部局、各審議会等、各施設等機関、各特別の機関及び地方支分部局別の定員）

第二条 本省及び防衛装備庁の各内部部局、各審議会等、各施設等機関、各特別の機関及び地方支分部局別の定員は、前条に定める本省又は防衛装備庁の定員の範囲内において、防衛大臣が別に定める。

附 則

この省令は、平成二十七年十月一日から施行する。

附 則（平成二八年三月三一日防衛省令第九号）

この省令は、平成二八年四月一日から施行する。

附 則（平成二八年九月七日防衛省令第一五号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成二九年三月三一日防衛省令第四号）

この省令は、平成二九年四月一日から施行する。

附 則（平成三〇年三月三〇日防衛省令第三号）

この省令は、平成三十年四月一日から施行する。

附 則（平成三〇年二月二七日防衛省令第一一号）

この省令は、平成三十一年一月一日から施行する。

附 則（平成三一年三月二九日防衛省令第五号）

この省令は、平成三十一年四月一日から施行する。

附 則（令和二年三月三一日防衛省令第三号）

この省令は、令和二年四月一日から施行する。

附 則（令和三年三月三一日防衛省令第四号）

この省令は、令和三年四月一日から施行する。

附 則（令和三年八月三一日防衛省令第八号）

この省令は、令和三年九月一日から施行する。

附 則（令和四年三月三一日防衛省令第三号）

この省令は、令和四年四月一日から施行する。

附 則（令和五年三月三一日防衛省令第五号）

この省令は、令和五年四月一日から施行する。